

令和8年度

商店街等活性化事業補助制度

ご案内



伊丹市

< 補助対象者 >

主たる事務所が伊丹市域に存在する商店街等で、以下のいずれかの基準を満たすもの

| | |
|-----|--|
| 基準① | 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合 |
| 基準② | 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（主たる構成員が商業を行う事業者である組合に限る） |
| 基準③ | 次の要件を備えた商店街振興組合に準ずる団体で市長が認めるもの 1.市内の小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む商業店舗10店舗以上で構成されている団体 2.独自の会則・組織・財源を持つ独立した団体であって、商業者を主たる会員とし、商業活動・振興を会の主目的とする団体 3.総会等で決定した事業計画に基づき、団体として販売促進等の商業活動を継続して行っていること |

< 補助対象事業 >

■共同施設設置事業（ハード事業） 商店街等が次の施設・設備を設置する場合

駐車場、駐輪場、街路灯、アーケード、カラー舗装、アメニティ施設、アーチ、

共同トイレ、冷暖房設備、音響施設、情報関連施設、イルミネーション設備、

防犯施設、防災施設、福祉施設

※各施設には個別に設置基準があります。設置を検討の際には、必ず事前に伊丹市商工労働課に相談・確認してください。

■商業活性化事業（ソフト事業） 商店街等の活性化につながる事業を行う場合

| 事業名 | 補助対象経費 |
|---------------|--|
| イベント事業 | イベント実施に係る費用（出展・出演料、借損料、会場設営・撤去・運営費、会場整理・警備費、設備費、施設費、景品代・ノベルティ代（合わせて事業費全体の2割以内とする）、通信運搬費、申請手数料、保険料、広告宣伝費、消耗品費等。但し、他団体等が主催するイベント事業に商店街等が参画する場合、イベント本体の運営に係る費用は対象外 ※飲食費（皿、箸、コップを含む）、販売費の仕入れ費用等は対象外 |
| 商店街等PR事業 | 商店街等の宣伝に係る費用（CATV、コミュニティFM、ホームページの作成、新聞折込・広告等を利用した場合の広告料・作成費等並びに看板、バナー、のぼり等の作成費等） |
| 商店街等活性化計画策定事業 | 商店街等活性化計画及び空き店舗活用計画の策定に係る費用 |
| 経営改革事業 | 商店主等が参加する経営改善、意識改革、事業承継等の学習会等にかかる費用（講師謝礼、会場借料、運営費等） |
| プレミアムフライデー事業 | 毎月末金曜日のプレミアムフライデーに合わせて行うイベントや商店街PR等活性化事業にかかる費用 |

※公租公課、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費の対象外となります。

< 補助率・限度額 >

■補助率

| 事業 | 補助率 | 備考 |
|-----------------|------------|----------|
| 共同施設設置事業（ハード事業） | 補助対象経費×1/3 | 千円未満切り捨て |
| 商業活性化事業（ソフト事業） | 補助対象経費×1/3 | 千円未満切り捨て |

■限度額

| 事業 | 補助金上限額 | 備考 |
|---------------------|---------|--|
| 共同施設設置事業 （ハード事業） | 年間500万円 | ●同一年度に、左記の上限額の範囲で複数回の利用が可。ただし、共同施設設置事業（ハード事業）については1回限り。 ●公租公課、消費税及び地方消費税相当額を除く。 |
| 商業活性化事業 （ソフト事業） | 年間 50万円 | |

< 注意事項 >

1. 補助を受けようとする事業について、国又は県等からの補助金の交付を受けている場合は、補助金交付の対象外となります。
なお、市からの補助が交付要件となっている補助金の場合は問題ありません。
2. 申請書類等の提出については、必ず提出期限を厳守ください。期限後の提出については、交付対象外となりますので、十分にご注意ください。
3. 参加費や広告費等の収入があり、その収入が自己負担額（補助対象経費から補助金の額を差し引いたもの）を上回る場合、補助金額は収入から自己負担額を超えた分を減額したうえで交付します。
4. 補助金交付申請書の提出後、事業の一部を変更、中止、廃止する場合は、（変更・中止・廃止）届を速やかに提出いただく必要があります。
5. 補助金の交付決定を受けたものであっても次に該当する場合、交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。
 - ①偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - ②「伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱」に違反したとき

<補助金交付手続の流れ>

ステップ1 交付申請

事業開始（準備期間）前までに下記書類を提出してください。

- ① 商店街等活性化事業補助金交付申請書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ② 補助申請事業に係る事業計画書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ③ 補助申請事業に係る収支予算書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ④ 補助申請事業に係る経費等の証明書類（契約書、仕様書、設計書、見積書のコピー等）
- ⑤ 補助申請事業の実施に係る決議録（総会資料等）
- ⑥ 商店街等の事業計画書及び収支予算書（総会資料等）
- ⑦ 商店街等の役員及び会員名簿
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

【市】審査後、交付決定

ステップ2 完了報告

事業完了後、1か月以内に下記書類を提出してください。

- ① 商店街等活性化事業完了報告書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ② 補助申請事業に係る事業報告書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ③ 補助申請事業に係る収支決算書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）
- ④ 補助申請事業に係る経費等の証明書類（領収書のコピー等）
- ⑤ 写真・成果物等

【市】審査後、交付確定

ステップ3 請求

交付額確定後、速やかに下記書類を提出してください。

○商店街等活性化事業補助金交付請求書（市HP<u>商店街等活性化事業補助制度</u>からダウンロードして下さい。）

【市】補助金交付(商店街等の金融機関口座へ振込)

※申請、報告等については、提出期日を厳守してください。

【お問い合わせ】

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課
〒664 - 8503 伊丹市千僧1丁目1番地 [市役所庁舎4階]
TEL 072-784-8047 FAX 072-784-8048
HP : <https://www.city.itami.lg.jp/SOSKI/TOSHIKATSURYOKU/SYOKORODO/shougyoushininkou/1393232476507.html>
e-mail : syokorodo@city.itami.lg.jp



伊丹市マスコット たみまる